

保育所等入所選考基準点数表

定員を超える新規入所の申し込みがあった場合、表１の点数に表２の点数を加えた点数の高い順に優先順位を決定し、同点の場合は表３の事項を勘案し、総合的に決定します。

【表１】

番 号	保護者の状況等		点 数	
	類 型	細 目		
基準 1	居宅外労働		月に 1 2 0 時間以上の労働を常態としている場合	1 0
基準 2			月に 6 4 時間以上 1 2 0 時間未満の労働を常態としている場合	9
基準 3			上記以外で、労働形態から明らかに保育できないと認められる場合	8
基準 4	居宅内労働 （自営等）	中心者	月に 1 2 0 時間以上の労働を常態としている場合	1 0
基準 5			月に 6 4 時間以上 1 2 0 時間未満の労働を常態としている場合	9
基準 6			上記以外で、労働形態から明らかに保育できないと認められる場合	8
基準 7		協力者	月に 1 2 0 時間以上の労働を常態としている場合	9
基準 8			月に 6 4 時間以上 1 2 0 時間未満の労働を常態としている場合	8
基準 9			上記以外で、労働形態から明らかに保育できないと認められる場合	7
基準 1 0			内職	1 か月において 6 4 時間以上内職に従事している場合
基準 1 1	出産		出産予定日の産前 8 週、産後 1 0 週以内の場合	8
基準 1 2	疾病等	入院	入院しているか、又は概ね 1 か月以上入院することが決定している場合	1 0
基準 1 3		自宅療養	居宅で床につくことが常態である場合	1 0
基準 1 4			週 4 日以上通院している場合	9
基準 1 5			上記以外で、医師が保育が困難と診断した場合	8
基準 1 6		障がい	身体障害者手帳 1 級、2 級、療育手帳、精神障害者福祉 1 級、2 級のいずれかを所持し、保育が困難な場合	1 0
基準 1 7			上記以外で、明らかに保育できないと町長が認める場合	8
基準 1 8	看護・介護		月に 1 2 0 時間以上の看護・介護を常態としている場合	1 0
基準 1 9			月に 6 4 時間以上の看護・介護を常態としている場合	9
基準 2 0			上記以外で、明らかに保育できないと町長が認める場合	8
基準 2 1	災害復旧		震災等による家屋の損傷、その他災害復旧のために保育ができない場合	1 0
基準 2 2	求職活動		求職活動をしている場合（3 か月以内）	5
基準 2 3	就学		就職に必要な技能習得のため学校、職業訓練施設等に通っている場合	9
基準 2 4	虐待・DV		虐待又は配偶者等からの暴力により保育を行うことが困難であると町長が認めた場合	1 0
基準 2 5	その他		上記を除き、町長が明らかに保育を行うことが困難であると認めた場合	5 ～ 1 0

【裏面もご確認ください】

【表2】

番 号	保護者の状況等	点 数
	細 目	
調整1	生活保護受給世帯で、保育の実施がその世帯の自立助長に大きく貢献すると認めた場合	+ 2
調整2	社会的養護を必要とする場合（虐待・DV等のおそれがある場合）	+ 10
調整3	ひとり親世帯（祖父母と同居の場合）	+ 3
調整4	ひとり親世帯（祖父母と別居の場合）	+ 4
調整5	父母のどちらかが単身赴任である世帯	+ 3
調整6	入所を希望する児童が障がい有する場合	+ 2
調整7	入所を希望する児童の兄弟姉妹が、希望する保育所等に入所中の場合、または兄弟姉妹を同一の保育所等に入所させるための転園の場合	+ 4
調整8	入所を希望する児童の兄弟姉妹が、希望する保育所等とは別の保育所等に入所中の場合	+ 3
調整9	入所を希望する児童の兄弟姉妹が、同一の保育所等を同時に申し込む場合	+ 2
調整10	産休または育休から復職する場合	+ 3
調整11	地域型保育事業の卒園児童が引き続き保育所等への入所を希望する場合	+ 5
調整12	認可外保育所等を1か月以上継続利用しながら就労している場合	+ 5
調整13	保護者が町内の保育所等で保育士として勤務している、または勤務予定の場合	+ 5
調整14	65歳未満の同居祖父母が健康で、就労していない場合	- 2
調整15	就学前の兄弟姉妹を保護者（同居親族を含む。）が保育する場合	- 2
調整16	同一年度内に、保育所等の入所内定を辞退したことがある場合	- 2
調整17	保育料の滞納がある場合	- 3
調整18	保護者が育児休業の延長を許容する場合	- 20

備 考

1. 令和5年4月以降に保育所入所申込をされたかたは、支給認定証の「保育の事由」欄は本表の番号が表示されます。
2. 表1の点数は、保護者それぞれに1つの項目を適用します。
3. ひとり親家庭の場合は、親の基準点数に10点を加点します。
4. 求職中の場合であっても、内定先等が発行した就労証明書の提出があった場合、勤務形態に応じた基準点数を適用します。
5. 表3の点数は、世帯を単位として適用します。

【表3】

順 位	項 目
1	社会的養護を必要とする場合（虐待・DV等のおそれがある場合）
2	ひとり親世帯である場合
3	兄弟姉妹が、希望する保育所等に既に入所している場合
4	表2の減点項目に該当していない場合
5	就労日数が多い場合、または通勤時間及び自宅から就労先までの距離が長い場合